令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年6月24日付託分)

附属資料

政 策 局

目 次

	ページ
1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
	活動法人等を定める条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・ 1
2	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に
	関する条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・3
3	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表 · · · · · · 6

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)新旧対照表

改 正			現行			
別表			別表			
特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間	特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間	
(削除)			特定非営利活動 法人ホタルのふ るさと瀬上沢基 金	横浜市港南区港 南台九丁目30番 31号	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人黄金町エリ アマネジメント センター	横浜市中区黄金 町一丁目4番地 先	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人地球学校	横浜市栄区小菅 ケ谷一丁目2番 1号地球市民か ながわプラザN POなどのため の事務室内	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人藤沢市民活 動推進機構	藤沢市藤沢577 番地寿ビル301 号室	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			<u>特定非営利活動</u> <u>法人コロンブス</u> <u>アカデミー</u>	横浜市磯子区東 町9番9号	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人かながわ福 祉移動サービス ネットワーク	横浜市港北区錦 が丘15番11号	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人移動サービ スアクセス	横浜市青葉区荏 田北3-11-24	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(削除)			特定非営利活動 法人ARCSH IP	横浜市中区常盤 町一丁目1番地 宮下ビル4F	平成29年 8月1日 から令和 4年7月 31日まで	
(略)			(略)			

	 改 正		<u> </u>		
	横浜市南区吉野 町 2 - 4 国際吉 野町ビル402	(略)	特定非営利活動 法人スローレー ベル	横浜市神奈川区 白幡南町26-2	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動 法人コロンブス アカデミ <u>ー</u>	横浜市磯子区東町9番9号	令和4年 8月1日 から令和 9年7月 31日まで	(新規)		
<u>特定非営利活動</u> <u>法人黄金町エリ</u> <u>アマネジメント</u> センター	横浜市中区黄金町一丁目4番地 先	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
	藤沢市藤沢577 番地寿ビル301 号室	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人地球学校	横浜市栄区小菅 ケ谷一丁目2番 1号地球市民か ながわプラザN POなどのため の事務室内	令和4年 8月1日 から令和 9年7月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人移動サービ スアクセス	横浜市青葉区荏 田北3-11-24	令和4年 8月1日 から令和 9年7月 31日まで	(新規)		
	横浜市中区常盤 町一丁目1番地 宮下ビル4F	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人かながわ福 祉移動サービス ネットワーク	横浜市港北区錦 が丘15番11号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人ホタルのふ るさと瀬上沢基 金			(新規)		

2 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成5年 神奈川県条例第18号)新旧対照表

改 正

第1条~第3条 (略)

(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- 第4条 神奈川県は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき 当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運 送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動 車運送事業者等」という。)に支払うべき金額 のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号 に定める金額を、第2条ただし書に規定する要 件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一 般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払 う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額
 - イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約(燃料供給契約に限る。)に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額

現 行

第1条~第3条 (略)

(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- 第4条 神奈川県は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき 当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運 送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動 車運送事業者等」という。)に支払うべき金額 のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号 に定める金額を、第2条ただし書に規定する要 件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一 般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払 う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円)の合計金額
 - イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約(燃料供給契約に限る。)に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額

改 正

であることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づ き、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条~第5条の3 (略)

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

- 第5条の4 神奈川県は、候補者(前条の規定に 第5条の4 神奈川県は、候補者(前条の規定に よる届出をした者に限る。) が同条の契約に基 づき当該契約の相手方であるビラの作成を業と する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応 じ当該各号に定める金額を超える場合には、当 該各号に定める金額) に当該ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて法第142条第1項第3号 又は第4号に定める枚数以内のものであること につき、委員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2 後段において準用する第2条ただし書に規定す る要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成 を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの 作成を業とする者に対して支払う。
 - (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である 場合 7円73銭
 - (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場 合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を 超える枚数を乗じて得た金額との合計金額 を当該ビラの作成枚数で除して得た金額 (1銭未満の端数がある場合には、その端 数は、1銭とする。)

第6条・第7条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 神奈川県は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき 当該契約の相手方であるポスターの作成を業と する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単 価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定めるところにより算定した金 額を超える場合には、当該各号に定めるところ により算定した金額) に当該ポスターの作成枚 数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポ

行

であることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づ き、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条~第5条の3 (略)

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

- よる届出をした者に限る。) が同条の契約に基 づき当該契約の相手方であるビラの作成を業と する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応 じ当該各号に定める金額を超える場合には、当 該各号に定める金額) に当該ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて法第142条第1項第3号 又は第4号に定める枚数以内のものであること につき、委員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2 後段において準用する第2条ただし書に規定す る要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成 を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの 作成を業とする者に対して支払う。
 - (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である 場合 7円51銭
 - (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場 合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を 超える枚数を乗じて得た金額との合計金額 を当該ビラの作成枚数で除して得た金額 (1銭未満の端数がある場合には、その端 数は、1銭とする。)

第6条・第7条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 神奈川県は、候補者(前条の規定による 届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき 当該契約の相手方であるポスターの作成を業と する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単 価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定めるところにより算定した金 額を超える場合には、当該各号に定めるところ により算定した金額) に当該ポスターの作成枚 数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポ 改 正

スター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35</u> <u>銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第9条 (略)

現 行

スター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>26万2,530円と27円50</u> <u>銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第9条 (略)

3 住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)新旧対照表

別表第3(第4条関係) 別		
別衣第3(第4条関係) 例:	表第3(第4	条関係)
提供を受ける	是供を受ける	
知事以外の県事務	印事以外の県	事務
の執行機関	の執行機関	
1 神奈川県 特別支援学校への就学のため必	(新規)	(新規)
教育委員会要な経費の支弁(特別支援学校		
への就学奨励に関する法律(昭		
和 29 年法律第 144 号) による		
ものを除く。)に関する事務で		
あって規則で定めるもの		
<u>2 · 3</u> (略) (略)	<u>1・2</u> (略)	(略)
4 神奈川県 道路交通法による同法第 100 条	3 神奈川県	道路交通法による同法第 100 条
公安委員会 の2第1項の再試験の実施、第	公安委員会	の2第1項の再試験の実施、第
101 条の7第1項の臨時の認知		101 条の7第1項の臨時の認知
機能検査、第102条第1項から		機能検査、第102条第1項から
第5項までの臨時の適性検査、		第5項までの臨時の適性検査、
同条第1項から <u>第4項まで</u> の医		同条第1項から <u>第3項まで</u> の医
師の診断書の提出、第 103 条第		師の診断書の提出、第 103 条第
1項、第2項若しくは第4項、		1項、第2項若しくは第4項、
第 104 条の2の2第1項、第2		第104条の2の2第1項、第2
項若しくは第4項 <u>第104条の</u>		項若しくは第4項若しくは第
2の3第3項若しくは第104条		104条の2の3第3項
の2の4第1項、第2項若しく		
は第4項の規定による免許の取		の規定による免許の取
消し、第103条第1項若しくは		消し、第103条第1項若しくは
第4項若しくは第104条の2の		第4項若しくは第104条の2の
3第1項若しくは第3項の規定		3第1項若しくは第3項の規定
による免許の効力の停止又は第		による免許の効力の停止又は第
108条の2第1項第10号 <u>若しく</u>		108条の2第1項第10号 <u>第12</u>
は第 12 号から第 14 号までの講		<u>号若しくは第13号</u> の講
習の実施に関する事務であって		習の実施に関する事務であって
規則で定めるもの		規則で定めるもの
<u>5</u> (略) (略)	<u>4</u> (略)	(略)